

JCBA

No.172 May. 2022

Japan Customs Brokers Association



CONTENTS

- 2 令和3年度第5回理事会の開催
- 3 令和4年度第1回理事会の開催
- 4 関税局業務課との意見交換会
- 10 沖縄地区税関発足50周年記念式典
- 12 政策研究大学院大学（GRIPS）における特別講義
- 14 通関業会だより（函館通関業会）
- 18 各通関業会業務報告

令和
3年度

第5回理事会の開催

令和3年度第5回理事会は、3月18日（金）に開催され、下記の2議案について審議され、全理事の同意が得られたことから可決されました。

今回の理事会は東京都における新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置期間中での開催となったことから、（一社）日本通関業連合会事務室に

おいて、Zoomを交えた開催となりました。

【議案】

第1号議案 令和4年度事業計画（案）に関する件

第2号議案 令和4年度収支予算（案）に関する件



令和
4年度

第1回理事会の開催

令和4年度第1回理事会は、4月21日（木）にホテルグランドアーク半蔵門において開催されました。

今回は、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了を踏まえ、約1年半年振りに対面方式での開催となりました。

なお、開催にあたっては、席の間隔を広く取る等ソーシャルディスタンスに十分な配慮が行われました。

理事会は、定款の規定により岡藤会長が議長を務

め、下記の議案について審議が行われ、全ての議案について原案どおり承認可決されました。

【議案】

第1号議案 令和3年度事業報告に関する件

第2号議案 令和3年度決算に関する件

第3号議案 社員総会開催に関する件



関税局業務課との意見交換会

(一社)日本通関業連合会は、4月21日(木)に令和4年度第1回理事会終了後に、「関税局業務課との意見交換会」を開催しました。

意見交換会には、小多業務課長、内山関税評価専門官ほか関税局業務課の皆様が出席されました。

関税局側から「関税局説明事項」として「ロシア等への輸出入禁止措置について」等、時機を得た、大変内容の濃いご説明を頂きました。

説明の後は質疑応答も行われ、有意義な意見交換会となりました。

「関税局説明事項」(資料参照)

1. ロシア等への輸出入禁止措置について
2. 通関業の在宅勤務に関する見直しについて
3. 海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化について
4. 通い容器に係る免税手続の簡素化の対象の拡大について



関税局説明事項

- 1. ロシア等への輸出入禁止措置について
- 2. 通関業の在宅勤務に関する見直しについて
- 3. 海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化について
- 4. 通い容器に係る免税手続の簡素化の対象の拡大について

令和 4 年 4 月 21 日
関 税 局 業 務 課

1

1. ロシア等への輸出入禁止措置について①

- 2022年2月21日、ロシアは、ウクライナの一部である「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認する大統領令への署名等を実施。また、同年2月24日、ロシアは、ウクライナへの軍事行動を開始。さらに、同年4月、ロシア軍が占拠していたキーウ近郊の地域において、民間人が多数殺害されるなど残虐な行為が繰り返されていることが明らかとなった。
- ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえ、問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)によりロシア等への輸出入禁止等の措置を講じている。
- 税関においては、輸出又は輸入される貨物について、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認が必要とされるか否かの確認を行うなど、厳格な水際取締りを実施し、輸出入禁止措置の実効性を確保。

外国為替及び外国貿易法による輸出入禁止措置の概要（令和4年4月18日時点）

対象国・地域		措置の内容		施行日
ロシア	輸出禁止	国際輸出管理レジームの対象品目	※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等	3月18日 (金)
		ロシアの特定団体（軍事関連団体）への輸出	※特定団体：ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等	
		ロシアの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品	※半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品	
		石油精製用の装置		4月5日 (火)
		奢侈品	・酒類 ・たばこ製品 ・香水類、化粧品 ・革製品 ・毛皮 ・衣類、履物（10万円超） ・帽子（10万円超） ・絨毯 ・宝飾品 ※少額（4万円以下）の物品は対象外。 ・紙幣・金貨・金の地金	・陶磁製品 ・ガラス製品 ・ダイビング用機器 ・乗用車（600万円超）、バイク（60万円超） （原動機付きシャーン、車体等を含む。） ・ノートパソコン ・時計（貴金属を使用したもの） ・グランドピアノ（20万円超） ・美術品、骨とう品

2

1. ロシア等への輸出入禁止措置について②

外国為替及び外国貿易法による輸出入禁止措置の概要（令和4年4月18日時点）

対象国・地域	措置の内容		施行日
ロシア	輸入禁止	ロシアを原産地又は船積地域とする次の貨物（数字は、関税率表の番号） 1 アルコール飲料 22.03, 22.04, 22.05, 22.06, 2207.10, 22.08（6品目） 2 木材（チップ、丸太及び単板） 4401.21, 4401.22, 44.03, 44.08（4品目） 3 機械類・電気機械 84.07, 84.09, 84.12, 84.13, 84.14, 84.15, 84.18, 84.19, 84.21, 84.22, 84.24, 84.28, 84.31, 84.43, 84.50, 84.62, 84.66, 84.71, 84.73, 84.77, 84.79, 84.81, 84.82, 84.83, 87.03, 87.08, 87.11, 87.14（28品目） ※ 経過措置：施行前に契約した分について、施行後3ヶ月間は輸入が認められる。	4月19日 （火）
「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）	輸出禁止	「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を仕向地とする貨物	3月18日 （金）
	輸入禁止	「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする貨物	2月26日 （土）
ベラルーシ	輸出禁止	国際輸出管理レジームの対象品目 ※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等	3月18日 （金）
		ベラルーシの特定団体（軍事関連団体）への輸出 ※特定団体：ベラルーシ国防省等	
		ベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品 ※半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術	

3

2. 通関業務の在宅勤務等に関する通達改正について

- 在宅勤務等の申出内容の変更手続の明確化に関する通関業界からの要望を踏まえ、通関業法基本通達を改正し、在宅勤務等の場所の住所の変更を行う場合に、変更の申出を行う旨、規定を追加。（令和4年4月1日実施）
- 上記改正と併せ、在宅勤務等の申出書の様式について、「通関士又はその他の従業員の別」に係る記載欄を削除し、記載事項を簡素化。

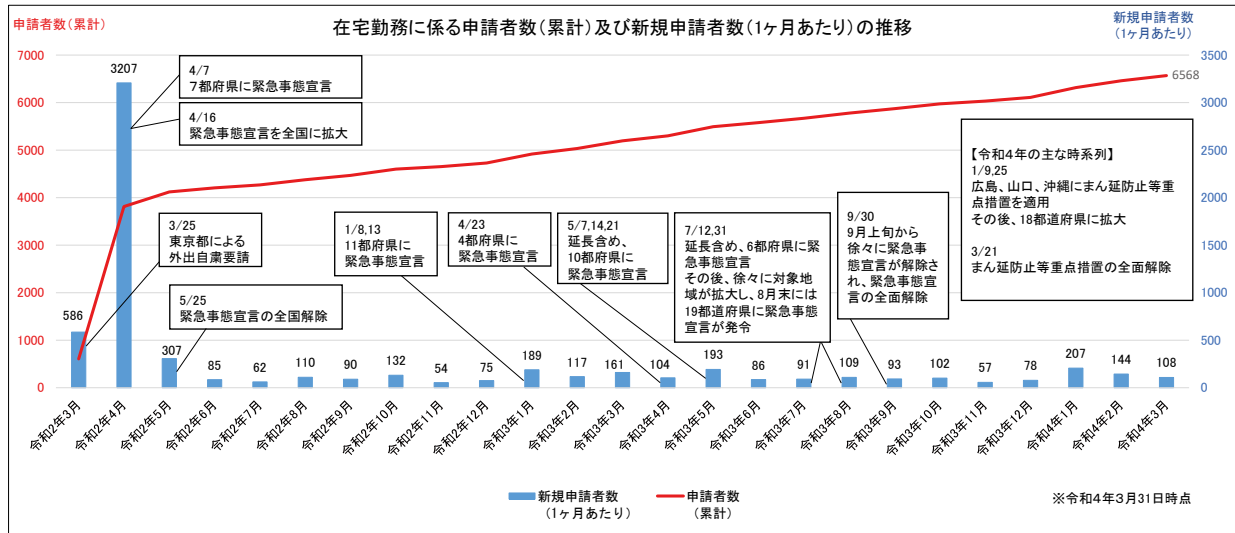
※通関業法基本通達（新旧対照表）

改正後	改正前
（在宅勤務の開始、変更又は終了の申出） 8－4 前記8－1（営業所の定義）なお書きの在宅勤務の開始、変更又は終了に係る取扱いは、次による。 (1) 通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が在宅勤務を開始し、又は終了するときは、営業所の実態等を把握する必要があることから、当該従業者の氏名、在宅勤務の場所の住所及び当該通関士又は当該従業者が所属する営業所名等を、当該営業所の所在地又は主たる営業所の所在地を管轄する税関の通関業監督官部門に「在宅勤務・サテライトオフィス勤務の開始・変更・終了の申出書」（B－1113）により申し出させることとする。 (2) （省略） (3) 上記(1)の規定により申出した在宅勤務の場所の住所の変更の申出は、「在宅勤務・サテライトオフィス勤務の開始・変更・終了の申出書」（B－1113）を提出することにより行わせることとする。 （サテライトオフィスにおける通関業務の開始、変更又は終了の申出） 8－6 前記8－5（業務継続のためのサテライトオフィスにおける通関業務の実施について）の開始、変更又は終了に係る取扱いは、前記8－4に準ずるものとする。	（在宅勤務の開始又は終了の申出） 8－4 前記8－1（営業所の定義）なお書きの在宅勤務の開始又は終了に係る取扱いは、次による。 (1) 通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が在宅勤務を開始し、又は終了するときは、営業所の実態等を把握する必要があることから、当該従業者の氏名、住所、通関士又はその他の通関業務従業者の別及び当該通関士又は当該従業者が所属する営業所名等を、当該営業所の所在地又は主たる営業所の所在地を管轄する税関の通関業監督官部門に「在宅勤務・サテライトオフィス勤務の開始・終了の申出書」（B－1113）により申し出させることとする。 (2) （同左） （新規） （サテライトオフィスにおける通関業務の開始又は終了の申出） 8－6 前記8－5（業務継続のためのサテライトオフィスにおける通関業務の実施について）の開始又は終了に係る取扱いは、前記8－4に準ずるものとする。

4

2. 【参考】通関業務の在宅勤務等に係る申請状況の推移

- 国内における感染者数が大幅に増加した令和2年3月下旬から同年4月にかけて、申請者数が大幅に増加。
- 申請者数の累計は、令和2年5月下旬以降は、申請者数の累計はゆるやかに増加し続け、令和4年3月31日時点で約6,500名となっている。



3. 海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化(1)

改正の背景①

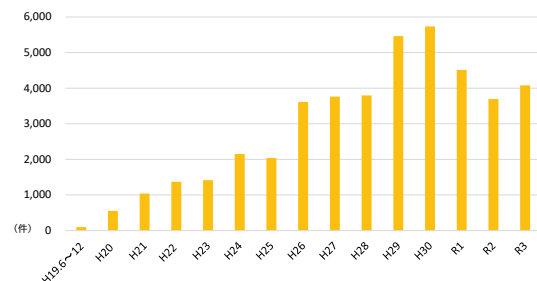
- 越境電子商取引の進展に伴い、海外の事業者と日本国内の個人との間の直接取引による模倣品(特に商標権関連)の輸入が増加しているところ、**事業性のない者により輸入される模倣品(いわゆる個人使用目的で輸入される模倣品)は、税関での取締対象となっていなかった。**

(参考)近年、税関の認定手続において、模倣品(特に商標権関連)を輸入しようとする者からの個人使用目的の輸入である旨の主張が増加。

認定手続における争う旨の申出の推移

- 令和3年における認定手続開始件数は、32,694件。
- そのうち、令和3年における争う旨の申出件数は、4,080件となっており、個人使用目的の輸入である旨の主張が大半を占める。

(注) 認定手続とは、知的財産を侵害する疑義のある貨物について、侵害物品に該当するか否かを税関が認定するための手続。
侵害物品と認定された場合は、没収の対象。



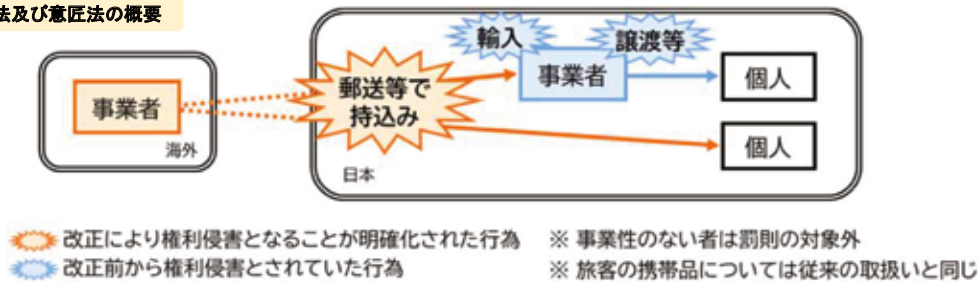
改正の背景②

- 昨年5月に成立・公布された特許法等の一部を改正する法律による改正商標法及び意匠法において、**海外の事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為について、権利侵害行為となることが明確化された。**

(施行日は、公布の日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日。)

3. 海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化(2)

改正商標法及び意匠法の概要



関税法の改正内容

- 改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品を、関税法の輸入してはならない貨物として規定するとともに、認定手続の対象とした。
- 改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品を輸入した事業性のない者は、関税法上の罰則の対象としないこととした。
- 認定手続一般において、疑義貨物を輸入しようとする者が、当該物品が侵害物品に該当しない旨を主張する場合に、税関長が当該者に対して、その旨を証する書類の提出を求めることができるよう、規定を整備した※。

※提出を求める書類は、通達で例示。

7

4. 通い容器に係る免税手続の簡素化の対象の拡大

これまでの制度

- ①本邦から輸出された通い容器(※1)であって再輸入されるもの、②本邦に輸入される通い容器で、その輸入の許可の日から原則1年以内に再輸出されるものについては、輸入の際に関税及び消費税を免除。
- (※1)リターナブルパレット等の輸出入貨物の運送のために反復して使用される容器。
- 環境問題への対応、企業におけるコスト削減に資するものであることから、平成24年10月、一部提出書類を不要とする等、上記免税の手続を簡素化(以下「簡素化」という。)。当該簡素化では、貨物管理と免税手続の適正な履行を期待できる者が扱う通い容器を対象を限定することとし、具体的にはAEO輸出入者(輸出入双方のAEOの承認を受けている同一の者)が扱う特例申告貨物(※2)を対象とし、AEO輸出入者に通い容器の輸出入状況についての自主管理を委ねている。
- (※2)AEO輸入者が輸入申告と納税申告を分離し、納税申告の前に貨物を引き取ること等が可能となる特例申告制度を利用して輸入する貨物。

考慮すべき事項

- 通い容器の取引において、輸入者と輸出者が異なる場合がある。
- 輸入者と輸出者が異なる場合であっても、それぞれがAEO輸入者、AEO輸出者の承認を受けているときは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されていると認められる者であることから、税関手続の適正な履行等が期待できる。
- AEO輸入者は、特例申告だけでなく通常の輸入申告においても適正な申告が期待できる。
- 免税の恩恵を受け、用途外使用等があった場合の納付義務を負うAEO輸入者が輸入状況だけでなく輸出状況についても自主管理することにより、一貫した適切な貨物管理が確保されると考えられる。

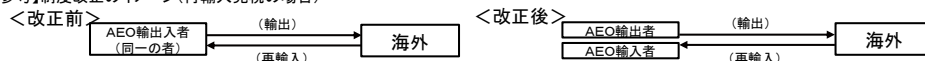
改正の内容

- 再輸入免税及び再輸出免税の適用を受ける通い容器について、輸入申告の際の輸入者及び輸出申告の際の輸出者がそれぞれAEO輸入者及びAEO輸出者の承認を受けている場合も、簡素化の利用を可能とする。
- 特例申告貨物に限定することなく、通常の輸入申告貨物についても簡素化の対象とする。
- 簡素化の対象となる通い容器の輸出入状況の一貫した自主管理をAEO輸入者に委ねる。

【通い容器の例】



【参考】制度改正のイメージ(再輸入免税の場合)



8

通い容器に関する免税手続の簡素化



1. 免税手続の簡素化の対象となる通い容器

☆ 次の①及び②の両方の条件を満たす通い容器

- ① 輸入者がAEO輸入者かつ輸出者がAEO輸出者であること
- ② AEO輸入者が通い容器の輸出入状況を自主管理

※ 通い容器、関税定率法施行令第15条第2号、第32条第1号及び第33条第2号に規定するリターンナブルパレット等の輸出入貨物の運送のために反復して使用される容器

2. 免税手続の簡素化の内容

☆ 日本から輸出した通い容器を再輸入する場合（関税定率法第14条第11号関連）

- ① 輸出時における次の手続が全て不要
 - ・ 帳簿等の関係資料の事前提出
 - ・ 輸出申告書への材質等の記載
- ② 再輸入時における次の手続が不要
 - ・ 輸出許可書等の提示

☆ 外国から輸入した通い容器を再輸出する場合（関税定率法第17条第1項第2号及び第3号関連）

- ① 輸入時における次の手続が全て不要
 - ・ 「再輸出貨物減免税明細書」の提出
 - ・ （特例申告制度を利用する場合）引取申告書への免税を受けようとする旨の記載
- ② 再輸出時における次の手続が不要
 - ・ 輸入許可書等の提出及び「再輸出減免税貨物の輸出の届出書」の提出

3. 実施日 ☆ 令和4年4月1日（金）

※ 同日から対象が拡大され、輸出入双方のAEO承認を受けている同一の者である必要はなく、特例申告制度を利用する場合に限定されません。

「関税減免税条項符号コード」や「内国消費税等減免税コード」を新設等しておりますので、免税手続の簡素化を利用する際、ご確認の上、入力をお願いします。詳しくはNACCS揭示板をご確認ください。

沖縄地区税関発足 50 周年

今年は税関150周年と沖縄地区税関発足50周年の節目の年に当たります。沖縄地区税関では、新型コロナウイルスの感染防止対策に万全を期したうえで記念式典が行われました。

沖縄における税関の歴史は古いですが、昭和47年5月15日の本土復帰に伴い、琉球政府時代的那覇・泊・空港の3税関が「沖縄地区税関」に機構が変更されました。

式典は、開会の辞、国歌演奏、税関長挨拶、関税局長祝辞、県知事祝辞（代読）、昭和47年生の職員の祝辞等があり、多くの関係者（63名）参列して行われました。

因みに、会場是那覇空港税関支署の旅具検査場で行われましたが、多くの制服職員の一致団結の下、

手際よい進行で、式典は約30分で終え、その後記念撮影も4グループに分けて行われました。

その後、麻薬犬のデモンストレーションや税関電子ゲートの説明と実演等が行われました。

（麻薬探知犬の名前は、ジニィです。）

本土復帰の5月15日を控えた沖縄の現状は、復帰運動の苦労や、不安と希望が大々的に報じられています。

復帰前の税関はどうだったでしょうか。本土は外国扱いです。船舶や貨物の通関等が税関手続き法に基づき行われました。

また、税関は、復帰前でも本土税関との交流がありました。法律や手続き面でも大きな差は感じられなかったのですが、関税はなく、物品税のみであったと記憶しています。



神例沖縄地区税関長あいさつ



阪田関税局長あいさつ

記念式典の模様について



集合写真



麻犬デモンストレーション

※本稿に掲載の写真は、沖縄地区税関広聴広報官の古謝由紀子様のご協力を得たものです。

沖縄通関業会 砂川

政策研究大学院大学 (GRIPS) において 特別講義を実施

2022年4月27日 (水)

政策研究大学院大学 (GRIPS) では、2000年以来、毎年、日本政府が世界税関機構 (WCO) に拠出した基金から奨学金を得た留学生等が学んでいます。留学生は、途上国税関に勤務する若手の実務家で、留学終了後は出身国税関に戻って活躍することが期待されており、2021年度は、アフリカ5カ国 (ケニア、ウガンダ、ナミビア、ガンビア、ザンビア)、アジア4カ国 (スリランカ、マレーシア、インドネシア、ウズベキスタン) 及びブラジルから10カ国10名の留学生が学位取得を目指して勉学に励んでいます。

今般、一般社団法人日本通関業連合会に対して、GRIPSから講義の依頼があったことから、北村総

務部長を派遣し、「我が国における通関業者及び通関士の現状 (貿易円滑化への役割及び税関との協力関係を中心として)」という演題で特別講義 (英語) を実施しました。GRIPSにおける当該カリキュラムの中では唯一の民間団体によるものとなります。

講義では、日本の通関業界の現状及び様々な取り組み等を紹介するとともに、貿易円滑化を巡る民間セクターの重要性及び関係構築の意義などにポイントを置いて説明を行いました。留学生たちは集中して耳を傾け質疑も活発に行なわれていました。我が国における通関業の意義・役割を正しく理解してもらえたならば望外の喜びです。





函館西部地区の寺院巡り

函館通関業会

函館の桜前線は、例年、ゴールデンウィークにようやく到達し、観光スポットは桜を待ち望む市民や大勢の観光客で賑わっていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、ここのところ静かな佇まいを見せている。

函館山。扇状に広がる函館の街のまさに要として鎮座するランドマーク。

その麓の西部地区は歴史ある寺院が多く所在している。春爛漫の時、これらをのんびりと巡り、パワースポットとしてのご利益を授かってみた。

新型コロナウイルス感染が収まり往来に支障がなくなった際には、皆様も是非、函館を訪れて、歴史を感じながら巡っていただきたい。

函館（箱館）は、1859年（安政6年）、神奈川、長崎とともに開港し、近代日本の幕開けを告げた街であり、西欧文化に開かれた玄関口として栄えてきた。

異国情緒を感じさせる街並みは、函館山の裾野、西部地区である。埠頭倉庫群、「函館どっく」のような歴史的港湾施設のほか、旧函館区公会堂やハリストス正教会復聖堂に代表されるハイカラな洋風建築とともに、和洋をたくみに交えてデザインされた商家や住宅が立ち並ぶ。

そのような中に、歴史ある寺院も立ち並ぶので、主立つところを紹介したい。

函館観光は、「市電」を利用するのが便利である。ちんちん電車として函館市民に愛されている電車の終点「函館どっく」前駅で下車し寺院巡りをスタートする。

▶函館山に向かうなだらかな魚見坂を10分ほど上って行くと入母屋造りの大きな山門が見えてくる。

「高龍寺」

高龍寺は曹洞宗のお寺。函館に現存する最古の寺院である。

1633（寛永10）年に函館の隣、亀田村に創建されたが火災により数度の焼失に遭い1899（明治32）年に現在地に移転、総ケヤキ造りの本堂が竣工した。

まず目につくのは、敷地を取り囲むようにそびえるレンガ造りの塀がある。

レンガの長手が見える段と、短い面が見える段が交互に並べる「イギリス積み」と、一段に長短交互に見えるように並べる「フランス積み」が混在する珍しいレンガ塀である。

同寺の山門は、東北以北最大とされ1911（明治44）年に完成し、瓦葺きのひさしには、207個とも言われる精

緻な彫刻が施されている。龍や獅子、鳳凰など職人が奏でた芸術美に魅了される。本堂、山門、鐘楼、金毘羅堂は国登録有形文化財となっている。



「高龍寺本堂」



「高龍寺山門」

▶高龍寺から函館山中腹の観光ロードを西部地区観光スポットへ向かう角に建つのが

「称名寺」

称名寺は浄土宗寺院で、1644（正保元）年に伊勢の国から渡来した僧の円龍が、亀田村に阿弥陀堂を開いたのが始まりである。現在の弥生町に移転後、1879（明治12）年の大火で焼失したことで、1881（明治14）年に現在地に移転した。

数度の大火に遭い、1922（大正11）年に再建され本堂は、1929（昭和4）年に現在の鉄筋コンクリート造りとなった。



「称名寺」

函館市内においては、高龍寺に次ぐ歴史の深さを持ち、史書をめくるとさまざまな場面で登場する。箱館奉行交代の際には仮本陣、開港当初はイギリスやフランスの仮領事館、箱館戦争時には新選組残党の屯所が置かれた。

境内には、偉人の墓碑が並び、初代箱館館主河野政道、新選組副長土方歳三とその隊士の供養碑や著名人の墓も多数ある。



「土方歳三供養碑」

▶称名寺の隣りに立地しているのが

「実行寺」

実行寺は日蓮宗の寺院、1655（明暦元）年、山之上町に僧の清寛が草庵を結んだのが始まりと伝えられている。1690（元禄3）年に松前町にある日蓮法華寺の末寺となり、1714（正徳4）年に実行寺と公称したといわれるが、定かではない。

1854（安政元）年、来航したペリー一行の写真班が宿舎とした。翌1855（安政2）年にフランスの軍艦が入港した際には、疾病を患う水兵の養成所にもなった。箱館開港後はロシア領事館としても利用された。

1869（明治2）年の箱館戦争終結後、町中に放置されていた旧幕府脱走軍の戦死者を、埋葬禁止との新政府軍の命令に背き、埋葬したのが同寺の住職である。

同寺も数度の大火に見舞われ、1881（明治14）



「実行寺本堂」

年に完成したのが現在の本堂で、土蔵造りの建物にはケヤキが使用されていて美しいたたずまいを見せている。

▶実行寺の幸坂寄り隣に大きな門構えの寺院が目に入る。

「東本願寺函館別院船見支院」

東本願寺函館別院船見支院は真宗大谷派の寺院、日本最初の鉄筋コンクリート寺院として名高い元町の東本願寺函館別院の墓地を管理するため、1904（明治37）年建てられ、現在の建物は1926（大正

15）年に完成した。

墓地には、1856（安政3）年日本最初の西洋型船「箱館丸」を建造した続豊治のほか、明治期の箱館発展に活躍した著名人の墓が多い。



「東本願寺函館別院船見支院」



「船見支院横の幸坂から函館港を見る」

▶幸坂から「旧函館区公会堂」へ向かい元町公園内を散策しながら、ハリストス正教会、カトリック元町教会を左右に過ぎ、二十間坂に出ると重厚なコンクリート造りの寺院が目に入ってくる。

「東本願寺函館別院」

東本願寺函館別院は、函館山麓の坂で最も広い幅員の二十間坂沿いに黒光りする瓦屋根の建物が威風堂々とそびえ立つ。

同寺は、1907（明治40）年の大火で類焼し、1915（大正4）年の建て替え時に鉄筋コンクリート造りとなり、現存する鉄筋コンクリート造りの寺院としては日本最古といわれる。

同別院は、1668（寛文8）年、松前専念寺6世浄玄が、阿弥陀堂を創設したことにはじまる。1710（宝永7）年に現在の弥生小学校付近に移り、当時は僧の名前にちなんで浄玄寺と呼ばれていた。

1806（文化3）年、1829（文政12）年の2度の大火に見舞われ、1879（明治12）年の大火で建



「東本願寺函館別院」

日本最古の鉄筋コンクリート造り寺院

物を焼失し、現在地に移転し「東本願寺函館別院」と呼ばれる。

函館山麓に広がる西部地区は、歴史的港湾施設やハイカラ洋風建築が観光スポットになっているが、他方で、歴史のある重厚な建物が目を引く寺院が多く所在する。

函館を訪れた際には隠れた観光スポットとして巡ってはいかがでしょうか。

各通関業会業務報告

東京

- 2月1日 ダイバーシティ推進部会
9日 役員会（書面開催）
16日 通関士部会委員会
// 本関通関協議会女性部会
17日 大井通関協議会女性連絡会
18日 本関分会総会（書面開催）
// 本関分会総会報告会
22日 本関通関協議会
24日 第75回定時総会（書面開催）
// 永年勤務者表彰
3月3日 東航分会定時総会（書面開催）
4日 成田支部総会（書面開催）
8日 関税評価オンラインセミナー
9日 二水会
// 役員会
10日 羽田支部総会（書面開催）
// 原産地規則オンラインセミナー
11日 品目分類オンラインセミナー
// 東京通関士部会定時総会（WEB開催）
// 東京通関士部会定時総会役員報告会
14日 大井分会総会（書面決議）
16日 本関通関協議会女性部会
23日 本関通関協議会
// 大井通関協議会女性連絡会
24日 東京通関士部会役員会
25日 新潟支部総会（書面決議）

横浜

- 2月8日 本関地区通関協議会
3月1日～5日 通関士実務研修会（中止）

- 12日 本関地区通関協議会
17日 宮城地区通関協議会
18日 女性通関士ネットワーク講演会
23日 宇都宮地区通関協議会
25日 通関士部会アンケート委員会
29日 通関士部会業務委員会

神戸

- 2月1日 ダイバーシティ推進委員会（WEB）
// 通関士部会会計監査
7日 通関業会会計監査
10日 総務委員会（WEB）
15日～24日 第1回理事会（メール）
17日 NACCS協議会（WEB）
21日 通関時報2月号発行
24日 通関士部会役員会（WEB）
28日 定時総会書面決議依頼（〆切：3月11日）
3月10日 通関士部会総務委員会（WEB）
11日 神戸通関業会定時総会（書面決議）
22日 通関時報3月号発行
24日 通関士部会役員会（WEB）
25日 神戸通関士部会定時総会（書面決議）

大阪

- 2月1日 （連）ダイバーシティ推進部会
16日 通関士部会 第74回業務委員会
// 通関士部会 第65回総務委員会
// 通関士部会役員会・税関担当官との連絡会（テレビ会議）
24日 大阪地区通関協議会（税関との通関事

- 務連絡会及び定例会・役員会）（テレビ会議）
- 3月1日** 営業担当者のための「通関業セミナー」
- 8日** 令和3年度第2回通関士実務研修（第1回）
- 9日** 令和3年度第2回通関士実務研修（第2回）
- 10日** 令和3年度第2回通関士実務研修（第3回）
- 15日** 通関士部会主催研修「AIOCR研修」
- // 通関士部会役員会
- // 通関士部会 第26回システム委員会
- 18日** （連）理事会（テレビ会議）
- 25日** 大阪地区通関協議会（税関との通関事務連絡会及び定例会・役員会）

名古屋

- 2月1日** ダイバーシティ推進部会第1回会合（連合会）（オンライン）
- 2日** 一水会・理事会（理事・監事）
- 3日** 清水支部NACCS清水地区懇談会（オンライン）
- 8日** 本関通関事務研究会（オンライン）
- 15日** 清水支部通関士部会総会
- 16日** 通関士部会総会（書面決議）
- 25日** 清水支部通関非違防止対策研修
- 3月3日** 一木会・通関士部会幹事会
- // 四日市支部定時総会（書面決議）
- 8日** 本関通関事務研究会（オンライン）
- 15日** 清水支部通関士部会支部定例会
- 17日** 清水支部通関事務研究会
- 18日** 第5回理事会（連合会）
- 22日** 清水支部興津通関担当者連絡会
- // 四日市支部通関士部会幹事会、通関事務研究会
- 23日** 清水支部浜松通関懇話会
- 24日** 第75回定時総会・講演会

- 24日** 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会
- // 清水支部第71回定時総会（書面決議）

門司

- 2月1日** 「ダイバーシティ推進部会」（オンライン会議）15：30～
- 部会委員2名及び専務理事参加
- 4日** 会員周知「感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いについて」
- 28日** 会員周知「ウクライナ（ドネツク人民共和国（自称）又はルハンスク人民共和国（自称）からの貨物に対する輸入禁止措置関係）
- // 会員周知「税関HPへの通関業者一覧の掲載について」
- 3月7日** 会員周知「ベラルーシ向け外為法の包括許可の対象外について」
- 10日** 会員周知「税関手続きに関するアンケート調査の依頼について」
- // 会員周知「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴うクロスボウの輸入時の取扱いについて」
- 11日** 会員周知「ウクライナ情勢に係る外為法による輸出規制措置」
- 15日** 「門司税関幹部と門司通関業会役員との連絡会」開催案内の発出
- 17日** 会員周知「ロシア等に対する輸出禁止措置に伴う税関の措置等 について」
- 18日** 会員周知「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了について」
- 28日** 会員周知「「2022年通関士試験・通信添削研修」の案内（再周知）」
- 29日** 会員周知「ロシア向け奢侈品の輸出禁止措置関係」
- 31日** 会員周知「ロシア向け奢侈品の輸出禁止措置関係」

31日 会員周知「NACCS関連資料」の送付
(NACCSを快適に利用いただくための機能紹介第7回)」

長 崎

2月1日 連合会「ダイバーシティ推進部会」意見交換会

8日 NACCS協議会通信の案内

21日 令和3年度安全保障貿易管理等説明会

28日 ウクライナ（ドネツク人民共和国（自称）又はルハンスク人民共和国（自称））からの貨物に対する輸入禁止措置関係に関する関税局長通達の周知

// 税関ホームページへの通関業者一覧掲載

3月9日 NACCS協議会通信の案内

11日 ウクライナ情勢に係る外為法による輸出規制措置の周知

// 「クロスボウの輸入時の取扱いについて」

14日 税関手続き等に関するアンケート調査周知

17日 ロシア等に対する輸出禁止措置に伴う措置等について周知

18日 新型コロナウイルス感染症重点措置の終了について周知

// NACCS協議会通信の案内

28日 長崎地区通関事務連絡協議会

29日 ロシア向け奢侈品の輸出禁止措置関係周知

// TPPお役立ち情報の案内

30日 水産流通適正化法に係る説明会の開催等について周知

// 熊本・三角・熊空地区通関事務連絡協議会

31日 NACCS通信（通関7）案内

// 通関業法基本通達改正について周知

31日 NACCS協議会通信の案内

函 館

2月3日 会員周知：感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いについて

24日 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋田）

3月1日 会員周知：税関HPへの通関業者一覧の掲載について

// 会員周知：ウクライナ（ドネツク人民共和国（自称）又はルハンスク人民共和国（自称））からの貨物に対する輸入禁止措置関係

10日 会員周知：銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴うクロスボウの輸入時の取扱いについて

// 会員周知：税関手続き等に関するアンケート調査について

16日 会員周知：ロシア等に対する輸出禁止措置に伴う税関の措置等について

// 会員周知：通関士試験通信・添削研修のご案内

18日 会員周知：まん延防止等重点措置を終了

19日 会員周知：令和4年度通関士部会定時総会のご案内

29日 会員周知：ロシア向け奢侈品の輸出禁止措置関係

// 会員周知：内閣官房HP上に『TPPお役立ち情報』

// 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋田）

30日 会員周知：水産流通適正化法に係る説明会（輸出入関係）について

// 会員周知：ロシアへの奢侈品輸出禁止措置等関係

31日 会員周知：通関業法基本通達の改正に

について

沖 縄

- 2月1日** ダイバーシティ推進部会(オンライン)
にオブ参加(砂川事務局長)
- 10日** 第76回NACCS協議会(オンライン)
に喜納会長参加
- 3月18日** 連合会理事会(オンライン)に喜納会
長参加
- 16日~28日** 沖縄地区税関発足50周年パネル展(沖

縄県立図書館、那覇市泉崎在)

- 22日** 連合会報告：新規の研修及びセミナー
についての今後の方向性について(浦
崎通関士部会長の意見提出)
- 28日** 税関調整：通関連絡会の開催について
税関業務部長に願い書を提出
- 30日** 連合会からの会員周知：水産物流通の
適正化法に係る説明会(輸入関係)の
開催時期及び参加者募集について

税関150周年記念 特別企画

見つけたよ。 小中学生絵画コンクール わたしの地域の税関



「税関イメージキャラクター」
カスタム君

共催：公益財団法人 日本関税協会／財務省・税関



財務省・税関は、明治5年11月28日（1872年）、今日の税関の前身である運上所（うんじょうしょ）から名称を「税関」と改められて以来、日本の貿易の健全な発展と安全な社会の実現に大きな役割を担い、2022年に税関発足150周年を迎えます。

このたび税関発足150周年を記念し、特別企画として、我が国の将来を担う小中学生に対して税関や貿易等をテーマとした絵画の制作を通じて、税関の役割や私たちの生活に欠かせない国際貿易等について関心をもっていただくことを目的として「小中学生絵画コンクール」を実施することとなりました。

対 象

小学生の部（小学4年生～6年生）
中学生の部（中学1年生～3年生）

締 切

2022.9.9(金)
当日消印有効

各 賞
(予定)

税関長賞（各部門）各税関1名（計18名）
日本関税協会理事長賞（各部門）各税関1名（計18名）
優秀賞（各部門）25名（計50名）
奨励賞（両部門の中から）150名



税関150周年記念 特別企画
小中学生絵画コンクール 特設サイト
<https://www.kanzei.or.jp/customs150/>

テーマ：税関や貿易に関するもの
(税関の仕事、税関の建物、港、船、空港、飛行機など)



日本の産業の発展を見守り続けて一外国貿易に携わる税関の歴史は近代日本の産業の歴史でもあります。現在では建て替えられたものが多いですが、中には90年近い歴史がある税関の建物もあります。



海上パトロールで国民の安全を守る一密輸貨物は反社会勢力の資金源になったり、みんなの健康を害するものもあります。これらを未然に防ぎ、国民の健康や安全を守るのも税関の仕事です。



麻薬探知犬が検査で大活躍！一イヌは人間とは比べものにならないくらい優れた嗅覚の持ち主です。その抜群の嗅覚で、輸出・輸入貨物や海外旅行客の荷物に隠された麻薬などを見つけ出します。



輸出入貨物の通関は貿易の最前線！日々さまざまな貨物が日本から輸出されたり海外から輸入されたりします。税関ではこれらの貨物に必要な検査をして適正な通関を確保し、安全・安心な社会の実現を目指します。

応募方法など詳しくは特設サイトをご覧ください。

■お問い合わせ先

公益財団法人 日本関税協会「絵画コンクール事務局」

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4-2 日専連朝日生命ビル6F

E-mail: 150kaiga@kanzei.or.jp TEL: 03-6826-1430 (代表)



貿易関連書類電子保管業務

NACCS-DMS®

NACCS-DMS®は貿易関連書類を電子データで長期的に保管できるサービスです。

活用方法のご紹介

NACCS-DMS®は、お客様の諸問題を解決することができます。

在宅勤務の諸問題を解決!!



通関業者様

在宅勤務での業務をスムーズにしたいけど...

通関業務の在宅勤務の開始要件が緩和されたので、“Withコロナ”時代の働き方としてテレワーク体制を拡大したいのですが、**通関書類のやり取りをもっとスムーズにしたい**です。

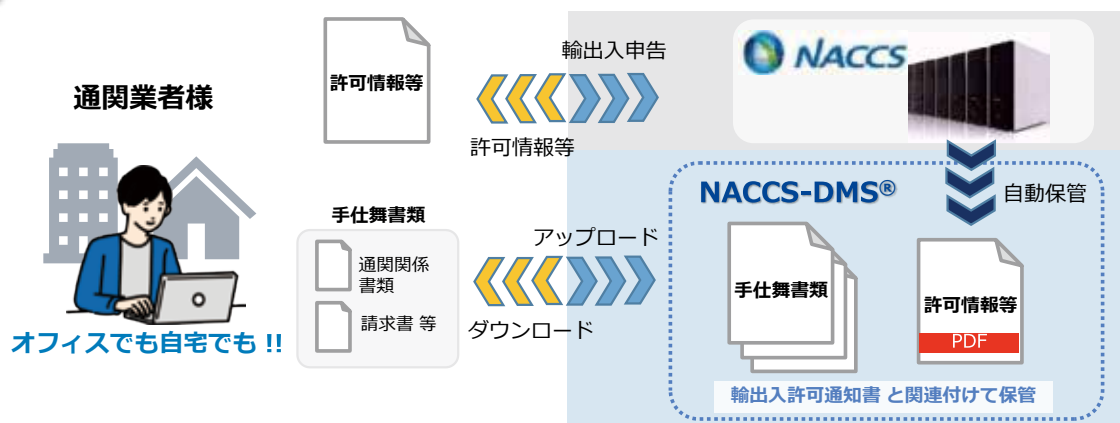
NACCS-DMS®にお任せください!!

NACCS-DMS®を導入することで、**出社している方も在宅勤務の方も**NACCSの検索・ダウンロード機能を利用して**許可書や通関書類の取得が可能!!**
もう書類を外に持ち出す必要はありません!!



NACCS
センター

サービスイメージ



※保管される件数によっては割安なプランを日本通関業連合会経由で申し込むことができます。

お問い合わせ先



一般社団法人 日本通関業連合会
Japan Customs Brokers Association

一般社団法人日本通関業連合会 業務部

電話 03-3508-2535 / メール n-dms@tsukangyo.or.jp



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 営業企画部営業推進課
メール solution-pro@naccs.jp

詳しくは
「NACCS-DMS」
で検索!

NACCS DMS



発行所：一般社団法人 日本通関業連合会

東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8階

TEL: 03-3508-2535 FAX: 03-3508-7796

E-mail: jcba@tsukangyo.or.jp

URL: <http://www.tsukangyo.or.jp/>

編集兼発行人：池 田 景 光

※本会報からの転載については、あらかじめご連絡下さい。